

(資料)

ジョン・パウリング著『スイス商工業報告書』、ロンドン、1836年

—産業革命期のスイスパノラマ—

上野 喬

はじめに

1. 前文
2. アペンツェル
3. ヌーシャテル
4. トゥールガウ
5. シャフハウゼン
6. バーゼル
7. チューリッヒ
8. アールガウ
9. ジュネーブ
- ヴォー

はじめに

19世紀前半のイギリスにおいて、政治的にも経済的にも世人の注目をひいたのは、穀物法廃止に象徴される自由貿易運動の進展であった。とりわけ自由貿易論者は、自説の妥当性を確証し国民大衆に教宣することを兼ねて、ヨーロッパ大陸諸国の経済活動の実態と輸出入関税制度の実態について調査を行なっていた。本論で紹介されるジョン・パウリング(J. Bowring 1792—1872年)のイギリス議会に提出された『スイス商工業報告書』^①——以下において『商工業報告書』と略記——は、自由貿易論者として、漸くイギリス国内において注目されてきた著者が、1835年に商務省(Board of Trade)からスイスに派遣され、当国の有力者と接触し、彼らから提供された資料に基づき作成された、当時のスイス連邦共和国経済状況についての報告書である。行論のうちに明らかにされる如く、パウリングの当報告書はスイス連邦共和国24州のうち僅か7州を扱ったにすぎず、さらに全産業ではなく、商工業状態を中心とした調査であった。しかしながら当報告書は当国形成の約3分の1の州Kantonを扱ったにすぎないが、行論の中で著者ものべている如く、典型的なスイスの諸州を紹介することを狙っており、当報告書はまさしく、当国の経済についての案内書スイスパノラマとしての意義を充分にもつことができたのである。

1798年にスイスを侵襲したフランス軍がもたらした最大の事件は、当国土の占領よりもそれまでの中世封建的制度を廃止して、それに替わる革命的な近代市民制度を導入したことであった。即ち

フランス革命の原理ともみなされる自由・平等・博愛を根本原理とするヘルヴェチア国憲法の制定により、思想の自由と「営業の自由」とがスイス人の中に急速に浸透していった。そして当国はナポレオンによる「大陸制度」に包摂されながら、寧ろその保護主義を利用しながら、フランスそしてドイツ地域に遅れることなく、近代資本主義構造の創出即ち産業革命が推進されていったのである。しかも当国で受け容れられていった「営業の自由」——ここでは全産業の営業の自由を意味する——は、これを輸出した革命国フランスよりも、その敵国のイギリスにおいて注目を集めていたのである。

ジョン・パウリングは19世紀イギリス政界においても異色の人物である。青年時代彼はエグゼターで行っていた商業で成功せず、首都に移り住み他の職業での成功を目論んだ出世欲を充分にもった人物であった⁽²⁾。彼はベンサム主義者として当時においては急進主義者とみなされ、そして自由貿易を信奉していった。1828年に彼はウィツグのパネルに指名され財政委員会のために調査を行ない、その後ヴィラー（Viller）等とともに商務省に入った⁽³⁾。そして当省に入ってから彼の活躍は目ざましく、自由主義への傾倒、精力的活動、語学の才を使った外国旅行の充実ぶり、その結果としてのヨーロッパ諸国の経済状況観察の詳細・正当さにより、イギリス有数の国際通となっていたのである。また彼の機をみるに敏な性格とも相まって「理論家にして政商」と称されるまでになったのである⁽⁴⁾。

1836年にパウリングはベルギーで「国際鉄道会社」設立を企画し、アントウェルペン・ブリッセル・カレーそしてパリ間の鉄道事業推進を目論んだ。これにはパリの大金融業者ロートシルドやベルギーの製鉄業者コクリルが参加したが、肝心のフランス政府の協力は得られず結局彼の構想は挫折している⁽⁵⁾。こうして多才な彼の当年の一つの成果が、スイス国民経済の観察と分析を行った『商工業報告書』である。1836年末からロンドンでは反穀物同盟が活動していたのであるが、彼もその後1838年には、マンチェスターを中心として自由貿易政策の利点を教宣している⁽⁶⁾。彼はさらにフランスとプロシア関税同盟の経済状況についての報告書も作成する。特に後者について作成した報告書については、1824年末彼と知りあったリスト（F. List）がその主著『経済学の国民的体系』の中で批判的に紹介している⁽⁷⁾。このような経過からも推測される如く、パウリングはさらにイギリス自由貿易運動の盟主ともみなされるコブデン（R. Cobden）と20年にわたる交友関係を保っていたのである。パウリングはイギリス下院議員になった後、1849年から広東の領事や香港総督をつとめた。殊に1857年にはイギリス国籍船アロー号が広州江で清国警備員に拿捕されたのを機会に、イギリス海軍による典型的な砲撃外交が展開され、ついにはイギリス・フランス連合軍による広州占領天津攻撃が強行され、中国はヨーロッパ列強の権益下におかれることになるのであるが、いわば香港総督としてのパウリングの強硬な態度がこの事件の発端となったのである⁽⁸⁾。

パウリングの『商工業報告書』は、19世紀前半の産業革命の渦中にあるスイス国民経済の実態を紹介する最良の案内書となった。即ち1837年にはチューリッヒでドイツ語訳が出版された⁽⁹⁾。そして当時において当書を最も利用したのは同じく当国経済論を作成したドイツ人のエミングハウス（C.A. Emminghaus）であった。殊に彼の『スイス国民経済論』第1巻第2部ではこの『商工業報告書』が大々的に使用されている⁽¹⁰⁾。こうして当報告書はスイス産業革命観察記として第一級の内容をもっている。しかし本論ではパウリングが調査した各州の財政分析よりも、商工業の実態紹介に重点がおかれよう。出来る限り当時の商工業の実態と、当国民の抱いていた経済観紹介を主とするからである。

1. 前文

パウリングがまず注目したのは、国家により保護規制されないスイスの製造業が、漸次その販路を「世界の全ての市場」に拡げている事実であった。当国の工場はその繁栄を保護立法には負わない。「スイスこそ、経済学の偉大な原理が実施された折の、真実と重要さとの生々しく教訓的な例を示す」と予期されるという。当国は「凡ゆる不利なもとにおいて200万の人が制度としての自由貿易の実験を行なったのであり、その反論の余地なき結果は、明らかに、正直にして無私の調査官の疑いを鎮め、また困難をも取り除く」のである。この経済的自由主義は、拘束されない製造業による資本増加をもたらし、全般的な国民教育により知性は増加し、全産業は活発となり、国家債務はない。賃金も安い、これも消費物資の安さから由来する。土地も租税から解放され、人々への課税も少ない。しかも当国は全て大きな販路からへだてられているにも拘らず、当国製造品は世界的に販売されている。その理由は「工業は自立していた」からである。このため自由か独占かの闘争もない。消費者は最安値の市場を、生産者は最高値の市場を旨ず⁽¹¹⁾。

「スイスは大きな政治的自治家族の連合体である」。パウリングは24の州から構成される当国国政をこのように要約する。いわば政治的地方分権の基礎にも、自由が自治が横わっている。こうした自由の存続は、当国における関税業務のないことに連なり、輸出入動向を調査するのに必要な統計的数値の欠如となって現われる。これはパウリングが当報告書においてくり返し言及している。この関税収入に代るものを各州は通行税（droit de péage）として徴収し州財政にあてている。当国では権力が一層国民に近づいている。例えば1830年から13の州で州憲法改正が行なわれたが、この傾向が歴然と現われた。さらに特徴的なことは、この民権強化とともに自由貿易の気運が、工業州の選挙民の大部分を占める勤労者階級により支持されたことである。自由原理に立脚する民度の高さ、これを1831年のリヨン暴動を避けて当国に亡命してきた絹織工の1人は次のように彼にのべる。「スイスで私が踏みつけている床は、私がフランスで食事をしたテーブル以上に清潔なのです」。そ

して当国の僅かな資源、労働そして資本はここ20年来勤労者階級により強力に自由に開発されて驚異的な繁栄がもたらされた。「私はスイス工業地帯の労働者階級の間ほど、繁栄がかくも下層まで行きわたり、かくも拡がっている国は知らない」とバウリングは賞賛する。しかも彼らの殆んどは土地持ちなのである。「半農半工という彼らの生活様式は明らかに幸福である。彼らにとり時間は貴重である。彼らの農作業が終れば織機、故障修理、エンジン運転、製造業の様々な仕事が、彼に注意を促がす」。スイス産業革命期の工農労働者 (Arbeiter-Bauern (グルナー)) にも彼は観察を深めるのである⁽¹²⁾。

当時のスイスも文化圏としては言語により、ドイツ、フランスそしてイタリア語圏として大別されていた。フランス語圏 (当国の西部) では時計、オルゴール、宝飾品が専ら生産され、ドイツ語圏では綿、絹織物が、イタリア語圏では主として農産物が供給された。この言語圏は夫々の言語国の当国への進出ともいえるのであり、各圏は夫々の母圏 (フランス、ドイツそしてイタリア) との関係は強い。殊にバウリングは、1834年にイギリス経済活動に対抗するために設立されたかの感がある、ドイツ関税同盟のスイスへの影響を観察したが、当国についてみる限り当関税同盟については「時間と経験とが、商人と製造業者双方の懸念と恐れとを減少させた」と観察する⁽¹³⁾。即ち行論で示される如く、当関税同盟によりドイツ地域との交易減少が起ろうとも、他国との交易がそれを補填する。また外国市場でもスイス商品は、低価格を武器に、ドイツのそれと競合できる。では当国の経済活動の特徴は何か。スイス自由経済はまず資本と労働の移動を極めて容易にする。「スイスの繁栄ほど成長がゆるやかで、同時にその基礎の堅固なものはない」のである。さらに資金蓄積が大きいという特徴があった。スイス、特にバーゼルの金融業者はフランスのミュルーズを初めとしてアルザス地方の工業資金の必要に答えている。結局、「国民の間の活動と勤労の習慣に結びついた富の豊富な供給——消費物資への無課税、安上りの政府と裁判所——中庸の賃金、そして附加労働への要求を越えない人口は、周辺諸国に比べてスイスに大きな利益を与え、こうした利益は、かの諸国が採択した規制手段とそれらが消費者に課した新租税によって増大したのであった」⁽¹⁴⁾。また1833年にスイス連邦議会は当国の外国貿易の方針如何について、6人委員会を設け、それに答申を依頼したが、当委員会の最初の報告書は、自由貿易政策の存続を勧告するとともに、ヨーロッパの関税戦争からは、極力中立を維持すべきことを答申した。まず当国とドイツ関税同盟の結合で実現する当国のプロシア化への恐れであり、ヨーロッパを二分する利益団体から、スイスは中立を守ることが肝要であった。さらに当国が関税局を設置することにも異議をのべる、「スイスの利益は、その市民の完全な自由貿易を求める」のであった。

結局この委員会は次の7つの決議を行なうが、当時のスイス連邦の経済政策の基調となるものであり訳出に価しよう。Ⅰ. 当連邦は既存の商工業の自由制度を貫徹すること。Ⅱ. いかなる状態が

起ろうとも、他国の関税同盟への加入は厳禁のこと。Ⅲ．自由貿易政策の振興に努めること。Ⅳ．農産、畜産物交易のためには、近隣国と交渉すること。Ⅴ．自由貿易が不可能な処では、出来る限りの関税率引き下げと、通過商品での最恵国待遇獲得に努めること。Ⅵ．特惠措置が獲得されれば、それをできる限り輸出入の自由に近づけるべく努めること。Ⅶ．当国内では工業発達の障害物を除去し、自由交易実施に努めること。こうした答申が1848年の最初のスイス憲法の自由経済原理制定に寄与したことは疑いない⁽¹⁵⁾。

スイスと近隣諸国との関係はどうか。まずフランスとは、19世紀10年代までは、しかるべき交易関係が存続したが、ナポレオン敗退後の1815年からは、高率関税や輸入禁止令が制定された。「平和がもたらしたものの一つは商業的敵対の宣言であった」。その結果は密貿易の横行となって現われる。両国国境に位する諸県、諸州は大きな損害を蒙った。1820年にスイス政府は報復措置を実施しようとしたが、所期の効果はなく、ドイツの市場に向う商品がふえた。さらに1821年から1834年にわたるスイス・フランス貿易では、年平均160万5,000フランのフランスの出超となっている。フランスからの輸入品に殆んど課税されず、逆にフランスへの輸出では多額の輸入税が徴収された結果である。前者からの輸入品は、農産物と繊維工業の原材料が主であり、このため後者の生活物資価格は割高である。後者の特産品である時計やその部品についても、毎年大量に前者に輸出されているが、高関税、煩瑣な検査検印のために密貿易が伸長している状態が続く。こうした弊害除去のためにも当国議会は前者に対して保税倉庫の設立を要求している。こうしてパウリングは当国の自由貿易主義を高く評価しながら、ドイツそして特にフランスの保護貿易政策については、前者に比べて対照的に、厳しくその弊害について警告したのであった。当国にとりフランスこそ現今最も慎重に交渉せねばならぬ国であった。寧ろドイツが当国にとりフランスに替るようになるのは、それが強大となる19世紀70年代以降のことである。彼はアペンツェル、ヌーシャテル、トゥールガウ、シャフハウゼン、バーゼル、チューリッヒ、アールガウ、ジュネーヴそしてヴォー州の順序で当国の商工業状態を紹介する。

2. アペンツェル

パウリングはまず東北スイスのアペンツェル州を扱うが、彼はトローゲン出身で当時において最も啓蒙的な思想家として有名であり、1823年と1835年にスイス公益協会（Schweizerischen Gemeinnützige Gesellschaft）の会長を務めたツェルヴェーガー（J.K. Zellweger）から提供された情報に基づく以下のような報告書を作成した。

アペンツェルでは9～10世紀頃から毛織物製造が始められたが、13世紀にはザンクトガレン市に1軒の縮絨と漂白所が出現し、1308年にこれらは夫々3軒に増加している。さらに16世紀後半のア

メロカ大陸発見後当州のリンネル工業が発達する。1533年に当市で10,329反のリンネルが漂白された。この盛況は当州のプロテスタント地区（外ローデン）にも刺激となった。30年戦争による経済停滞にも拘らず1675年にトローゲンでリンネル市場が開設されるまで発達した。17世紀に続けて勃発した諸国間の戦争は当工業にとり打撃であったが、その後18世紀からは販売が伸長したが、それは専ら製造法改良の結果である。1747年からバツィン（白麻布モスリン）が製造されてくるが、これは当地の綿工業出現に連なる。綿紡績も発達する。しかし18世紀後半から行なわれたフランスへの織物輸出も、当国が実施した高関税設置のために次第に困難となる。アメリカ州への輸出港も、マルセイユからジェノヴァに代る。1785年にフランスで当国織物が輸入禁止となるや密貿易が盛んになり、さらにはインドやイギリス産織物も当国経由で運び込まれたのである⁽¹⁷⁾。

では綿工業の先進国イギリスの、スイスへの影響はどうか。イギリス製綿糸のアペンツェルへの輸入は漸増傾向を示したため、ここでの手紡工が他業種に転換する折の余裕を与えた。1801年にザンクトガレン市に最初の紡績機が設置され、さらに翌年から織布、漂白そして縫製機導入される。「大陸制度」の施行は、再びフランスとの貿易に困難をもたらす。ともあれヨーロッパ内の戦争は決して当国に有益ではなかった。こうして当国の商人は、販路を新大陸に求めざるをえない。パウリングは、こうして当国の中立政策がイギリスにも有益であることを強調する。当国はさらに、イギリスのためにフランスとドイツへの仲継商業国の役割を果そう。「スイスの中立についていえば、当国は全ての製造品のヨーロッパの倉庫として、戦争の勃発や他の事情で、交易がこわされかねない諸国との商業伸長に資することができる」。そして「敵国には、我々の製造業の生産物を送らざるべしとの古い格言は、商業ではすぐにも消え去ろう。……一国民を餓死させることが殆んど不可能なことを経験は明らかにしており、商業を犠牲にしてその戦いの手段を自ら奪うことも、同様に不合理なのである」⁽¹⁸⁾。

アペルツェルは1378年から1538年間に250%の人口増加がみられた。外ローデン地区でも1734年の34,571人の人口は1834年に39,857人に増加した。食糧の大半はドイツのシュヴァーベン地方からの輸入に依存している⁽¹⁹⁾。

1820年にアペンツェルとザンクトガレンはイギリスから100万ポンド重量の綿糸を輸入した。スイスは次第に綿織機を増設しながらキャラコ生産に努めている。しかしこのような機械制工業の発達は、家内工業を分解し、その働き手を工場労働者に変える。これは重大な事柄であり、慎重な対応が必要である。そして当州で機械が優勢になることは現時点では考えられない。州民の多くは機械への拘束を拒否しているからである。しかしイギリスや当国他州での機械の普及は、安い綿糸による綿製品生産を可能とするため、織布や刺しゅう工には有利なのである。当州の勤労者は1) 製造業者、2) 織布工、3) 絲巻工そして4) 刺しゅう工の4層に分類される。製造業者は財産と才

能において大きな格差をもつが、日常の生活態度と就労状態から判断して当州の最も健実な集団である。彼らの中から、当州の政治家が多数輩出する。また問屋制商人の機能をもつ人も存在する。そして織布工も余裕が生れれば土地を購入し自ら地主となる。しかもこの土地獲得は、担保設定が簡単なために容易に行なわれる。こうした勤労者地主が全州に存在すれば土地はよく耕作され、織布工の健康維持にも最適なのである。彼らは道徳的にも健実である。「この勤労者地主の階層が我々の住民集会の大半の投票者であり、極めてつましい態度で暮らし、住民の娯楽の日以外には居酒屋には入らない」。そしてこうした健実な住民こそ州をそして連邦国家を形成する。「全体的に我々の住民は道徳的でかつ行儀がよい」のであった⁽²⁰⁾。

こうした特徴の基礎の一つがアペンツェルにおける教育の充実であった。様々な教課とともに宗教的課目も設けられており、文育は教会の儀式に参加できない。児童が12歳で公教育から離れた後にも、成人とみなされる17歳までは再履修の機会が与えられている。

ツェルヴェーガーはスイス商工業の特徴は次の6条件に基礎をおくと指摘する。即ち1) 1平方マイル当り9,000人を超える人口密度の濃さ、2) 統一国民的感情と労働の家族成員への配分、3) 互助制度、4) 道徳を高揚させる普通教育、5) 貧乏人の無課税そして6) 商業の完全な自由。そしてこれらはパウリングも完全に同調しうる要素であった⁽²¹⁾。

そしてパウリングは1835年にフントヴィル (Hundwil) 村で開催された地域共同体集会 (Landes-gemeinde) の内容を紹介する。製造業者と農民の成人男子により構成される当集会は、様々な法案を審議しながら、直接投票により法制定を行なう。それはまさしく、連邦議会 (Gross Rath) の上位にくる機関であり、スイスの国政の根源である。さらに彼は、同年にトローゲンで開催されたスイス公益協会の大会の産業制度についての議題「スイスは商業の自由という原理を無条件に捧げるべきか、それは何故か」の討論の主内容を紹介したのであるが、その中では自由貿易の拡大に努めるべく「我々の中に強力な、国家の知的なもの、改良されたものそして発明されたものを取り入れよう。その機械的驚異を歓迎しよう、我々の知らないことを教え、何をなすべきかで我々を教育する凡ゆるものを受け入れよう。ここで我々が警戒せねばならぬことは個人主義と孤立主義の規制政策ではないのか」という極めて当会の性格を明示する発言を紹介している。彼はツェルヴェーガーの所説と行動に全幅の信頼をよせていたのである⁽²²⁾。

3. ヌーシャテル

パウリングにヌーシャテル州の情報を提供したのは当州議会議長のシャンブリエ (A. Chambrier) 男爵であった⁽²³⁾。

州域の西北を走るジェラ山脈によりフランスと接するヌーシャテルは、かつてプロシャ王の飛び

領地の一つであり、現在でも毎年、当州収入の約1/3に相当する7万ヌーシャテルフラン（4,000ポンドスターリング）をプロシヤ王に貢納している。1834年の当州人口調査によれば、住民は56,073人（39,760人当州民、13,099人他スイス人、3,304人外国人）で7,813戸が存在している。産業についてみれば、レース工業等繊維工業人口は1830年代に入って減少を続け、逆に時計工業（1833年6,027人、1834年6,386人家具製造1833年308人、1836年365人）縫製、家具製造業や洗濯業者が増加している。教育の徹底は著しく40歳以下の人は文盲は存在しない⁽²⁴⁾。

ヌーシャルの主要産物はブドウ酒、チーズそして時計、捺染綿布とレースであり、いかなる産業も自由であり、しかし製造業者間の激しい競争はみられず、資本も専ら当州産業に投下されている。こうした状態から全州民の間に、ゆるやかな富の蓄積と繁栄が続いている。ここでも「生産物低価格の第一要因は、凡ゆる規制も殆んどの租税もない」ことなのである。当州には、未加工綿布がロンドンやレヴァントから主として輸入され、ザンクトガレンやチューリッヒ産品も少量輸入される。当州には1805年に初めて金属製円筒捺染機が導入され、1811年にはかなり普及していた。ナポレオンの敗北後、スイス製造業へのフランスからの圧力は減少したが、後者の市場からこの製造業者は締め出されている。この時期にアルザス産捺染綿布が趣味、美しさで当州産品を凌いでいたが、当州産品は低価格であり、これを武器としてイギリス産品とも競合しながらプロシヤ、オランダそしてイタリアに販路を見出した⁽²⁵⁾。

ヌーシャルの産業では時計工業が重要である。「ジュラ山岳地帯は、微小複雑さが特徴の、精巧な機械技術による生産物の有名な発祥地である」。半年にわたる冬期間に、当地帯の住民は家にこもり、時計生産に従事する。現在当州は年間12万個の時計を生産している。ここの時計製造業者は自意識が強く、その子女を彼らより低い階層には嫁がせない気風がみられる⁽²⁶⁾。パウリングはルロクルのウーリエ（M. Houriet）から次のような当工業史を聞きだす。

ルロクルでは17世紀から教会時計を模した木製時計が製作されたが、バネ使用の時計製作にはいたらなかった。そして外国旅行帰りの人が持込んだ時計を、機械工リシャルが修理したのが当地時計製造の発端となった。これが大好評を博し、当地帯にも時計製造は入りこみ、人々はそれまでの冬期間の出稼ぎを中止して、家族ぐるみでこの新工業に従事していく。ここでも無租税と自由とが当工業を順調に発展させる。ほど同時期にフランスから追放されたプロテスタント信者により、レース工業も導入される。これは専ら婦女子の仕事であったが、レース編機導入により衰退し、レース工の多くは時計工業に転職する。当工業の最初の困難は適当な道具と原材料の供給であった。前者については結局、当地では道具を自作することに成功し、さらに取付具（l'outil à réplanter）をも製造する。こうして時計製造と道具製造とが併せて行なわれ、ついには後者の輸出も盛んになる。時計工業の発達とともに人々はパリに旅行し、帰省しては新知識を同郷人に披露していった。また

パリに定住したのは今日でも有名なベルトー、ブルゲやペレル家の人々であった。こうして当州山岳地帯に定着した当工業は、さらにベルンやヴォー州にまで広がった。では当工業隆盛の原因は何か。それは1794年頃ルロクルのジャンネレが考案しジャッピーが改良したムーヴメント仕掛であろう。この器具により旧来の製造業者は競争で遅れをとる。この機械製ムーヴメントはその後さらに改良され、当工業の生産性を高めている⁽²⁷⁾。

ではヌーシャテル産時計の優秀さはどこから由来するのか。それは専ら当地製造業者の独立性と優秀な技術の結合による。そしてこの工業を営む職人は、最高に支払う人を選択し、逆に商人もまた最高の素材で最高の製造品を提供する職人を選ぶ。これの根底には当家内工業が、土地所有と結合している事実がある。当地における時計工業ほど農工一致の利点を活用している工業は少なく、寧ろ農工一致の極致といえる。当州では現在120,000個の時計（35,000個は金、残りが銀装飾）を生産し約7,000,000ヌーシャテル・フランに相当する売り上げとなる。また時計はもはや奢侈品ではなく、販路もヨーロッパのみでなく、アメリカ合衆国は最大の市場となっている。イギリスでも時計保税倉庫制が許されれば売り上げは伸びる。時計の原材料である金、銀はこれらの正貨を融解することで獲得する。さらに技術の優秀さについていえば、我々の商人と製造業者が機械技術の最先進国に旅行して、その内容を見聞してくることが主因の一つである。また当州の時計労働者の数を正確に把握することは、それが専ら家内工業形態をとっているために難しい。しかし18,000～20,000人がこれに従事していることが推測される。賃金についても個数賃金制であり成人男子労働者は1年に1,000～1,500ヌーシャテル・フランを稼得している⁽²⁸⁾。

公教育についてヌーシャテルは凡ゆる機会を提供している。文盲は少ない。しかし山岳地帯では高等教育の設備はない。男子は10～12歳で徒弟になるが、初等教育はうけている。機械技術を教育する機関はないが、8～10歳の貧乏人の子弟には時計製造を教える私的機関も存在する。ここでは凡ゆる労働者が、自らの技量を高めようとする意欲をもつ。宗教教育も充分であり、これが当州の道徳性の高さを生みだしている。労働者の土地持ちになる望みは強烈で、貯蓄銀行がよく利用されている。当州ほどこれが活用されている場所は、ヨーロッパ大陸でも珍らしい。1834年には全人口中の3,084人（18分の1）が105万ヌーシャテル・フランを預けている⁽²⁹⁾。

ヌーシャテルの司法（裁判）制度も係争処理が迅速かつ経済的で好評である⁽³⁰⁾。

ではフランスの厳重な関税制度から発生した密貿易についてはどうか。勿論スイス人は当然のことながらこの行為を正当な職業とはみなさない。当業者の大半はフランス人であり、「犯罪を行ない、意図する人にも悪徳の意識はない」。つまり特殊な人為的制度から由来する経済犯罪とみている。パウリングは国民経済の自然的進展では凡そ起りえないこのような違反行為にも目を向けていたのである⁽³¹⁾。

4. トゥールガウ

ドイツ、オーストリアの国境でもあるコンスタンツ湖の西方に位置するのが、トゥールガウ州であるが、パウリングは当州についての情報を当州議会議長のケルン (J.C. Kern) から提供された⁽³²⁾。

東西に細長くのびるトゥールガウ州には約 8 万人が居住する。過去 30 年間の人口増加率は 10% である。住民の 3 分の 1 は繊維工業特に綿工業に従事している。リンネル工業は衰退しているが、綿織機は 3,000~3,500 台稼働している。当州産綿布はザンクトガレン、ヴィンタートゥールそしてチューリッヒの諸都市に送られる。当州では 5 つの紡績工場が稼働し、約 3 万の紡績錠がある。そしてフラウエンフェルド附近には 300 人を雇用する綿染染工場もある。そして中近東が当製造の市場であった⁽³³⁾。

トゥールガウ州民 1 人当りの課税額はイギリス人のその 5 分の 1 に達せず、地方税を別にして、1 ポンド 4 シリングに達するフランス人の 12 分の 1 である。当州商業はドイツ関税同盟成立により打撃を受けた。

児童は 5 歳から教育される。全地租税の 5 分の 2 は教育費に支出される。1833 年クロイツリンゲンには師範学校が設置された。当州民はたしかに教育熱心であり、1834 年の教育報告書によれば、当州の初等学校は 251 校 16,892 人 (男子 8,321 人、女子 8,571 人) が就学しており、その全住民に対する割合は 5 分の 1 で、アイルランドのそれに比べて約 3 倍も高い。全教育費は 433,976 フランで当州年収入の 4 倍である。男子教員数は 243 人である。1835 年の新教育法はこれまでの教育法の改革を狙い、学用品は全て無償とされた。当州内に約 18 校存在する中等学校は 12~15 歳の児童を対象とし期間は 3 年である。ここでは実務教育が注目されている。高等学校は選抜試験に合格した学童が対象である⁽³⁴⁾。

パウリングはドイツ地域に隣近するトゥールガウのドイツ関税同盟との関係を観察したが、当州民が後者に傾倒することはないと判断した⁽³⁵⁾。

5. シャフハウゼン

「ラインの滝」で有名なシャフハウゼン州は、スイス連邦共和国の中で最もドイツ地域に入り込んだ州である。このためドイツ関税同盟と真向うから対峙している。当州はブドウ酒、穀物そして家畜の生産で名高いが、最も有名なのはライン河を中心にして行なわれる運送業であり、シャフハウゼン市が当交易の中心である。とりわけ 19 世紀初頭の、イギリスとフランスの戦争のため海外商業が途絶していた折の、当市の仲経商業の役割は大きかった。例えばバーゼルの投機商人は綿絲その他をトリエステで購入し、コンスタンツ湖そして当市を経由してバーゼルに持込むのであった。勿論バグヴァリアやヴュルテンブルグからの塩も当市経由でスイスに輸入された。さらに当市はチーズ、絹、綿織物等スイス産商品のドイツ地域への輸出用倉庫となっていたのである。そして逆に当

市はニュルンベルグ産金物、シュヴァーベンからの皮革、羊毛、ボヘミアやザクセンからの毛織物の倉庫役をも兼ねていた。しかしながら地理的状态から由来した当州の仲継業も道路が整備されにつれて変化しよう。当州はまた土地が肥沃であるために農業が盛んになり、この変化を十分に補填しうるのである。当州には現在5,000鍾を備える紡績企業そして1捺染企業が存在する。ここにはヨーロッパ的な名声を誇る機械製造企業のフィッシャー社も存在したが、パウリングは当企業についてふれていない⁽³⁶⁾。

6. バーゼル

パウリングがこのライン河域でも有数の都市を訪れた1836年は、バーゼル州を都市バーゼルと農村バーゼルに二分した分離戦争後2年を経過したにすぎず、依然として戦後処理が続行中であった。バーゼル市州ではこのために当年に50万スイス・フランの課税を当州住民36,000人に行なったが、1人当り17フラン（1ポンドスターリング）に相当する。これはスイスの高課税であった。また当州収入の5分の1は教育費にまわされ1人当り4フランの負担である。当州の資金の豊富さは当国においても抜群で利子率は4パーセントである。住民の生活態度も質素で、最も富裕な人にも節約は徹底している⁽³⁷⁾。

バーゼル市は織物業で名高い。しかしその起源についての詳細な記録は存在せず、ベルヌーリ（C. Bernoulli）教授もこれについては苦勞している。当市に高性能を誇る絹リボン織機（bar-loom）が導入されたことにより、当市は一段と経済活動が活発になっていった。ヨーロッパ各地で当織機使用が禁止された時期に、当市は敢然とこの新機械使用を保護し、それが当市の繁栄をもたらしたのである。勿論絹リボン織物業の発達には、ナント勅令廃止後のフランスプロテスタント信者の移住にも負っている。当織機台数の変遷をみるに、1786年には1,238（当市内837、市外318）台、1836年には当市内に約4,000台が設置されている。また当市の絹リボンは平織ものが主である。絹リボン製造業の改良と都市・農村間の政治的対立が、それまでは半農半工の生活であった絹リボン織工の当市への流入を生んだ。こうして当製品への増大した需要と農民・製造業者間の反目が旧バーゼル州分離の主因となった。当製造業での所得が増大するに伴い、これに移ってくる労働者がふえている。当製品需要に対して供給が上廻らないこと、資本家の慎重さそして労働者階級へのしかるべき啓蒙が経済を安定させている要因である。フランスはかつて当市にリボン意匠の大半を提供していたが、現在では当市内に14～15人の「型」造り工（pattern-drawer）が働いている。さらにサンテチェンヌと当市とは絹リボンについていたる処で競争している。しかし政府当局による規制がないために、当市絹リボン商業の詳細な実態を把握することは難かしいと当市の代表的絹リボン製造業者であり大商人のヒス（E. His）のはべる。彼はまた以下の説明をパウリングに行なった。当製造業にとりフ

ランスでの革命騒ぎが、リヨンやサンテチェンヌに代ってドイツ市場に進出する好機であった。1836年に当市は1,000万フランスフランの絹リボン輸出の実績をあげている。1834年にフランスのそれは3,500万フランであり、この小都市がフランスのその7分の2を達成している。1834年の当市絹リボンの3大輸出先は1) アメリカ合衆国(1,358万5,800フラン)、2) ドイツ(540万フラン)そして3) イギリス(485万フラン)である。フランス産品は軽く趣味豊かでイギリスで好評を博している。当市製品は低価格なことが強味である。勿論イギリスでのこれに対する関税率を引き下げられれば、大きな販売が期待できる⁽³⁸⁾。

バウリングは以上のような調査を行なったのであるが、さらに1835年の12月14日にバーゼルの代表的知識人であるフォンデアミュール・ブルクハルト(Johann Georg Vonder Mühl-Burckhardt)から以下の如き資料が提供された⁽³⁹⁾。

バーゼル市州人口は24,000人であるが、これには市外からの通勤者は含まれていない。絹織工の大半はバーゼル農村州、ベルンそしてアールガウ州に居住している。彼らは、児童を含めて、約15,000人と想定される。その大半はさらに農工兼業労働者である。当製品仕上げ、染色は当市内で行なわれる。リボン製造が当市内でも行なわれるようになったのは、労働者管理の便宜と「型」の秘密維持のためである。かつて当市内でも盛んであった綿擦染、毛織物、製紙、印刷、皮なめし等の製造業は、近隣諸国が構築した関税障壁と高収入・定就業を提供する絹リボン製造業への労働者の移転により衰退している。当製造業用機械はスイス国内で製作され、綿織物のそれはアルザスから輸入される。現在当市内の絹織物企業は3～4ヶ月前の注文により生産を行なっている⁽⁴⁰⁾。

スイスの工業は周知の如く、近隣国の輸入禁止さらに大陸制度の封鎖措置により大打撃を受けた。当国製造業者はヨーロッパ大陸市場から閉め出されるや、長距離の運送費をまかない、輸入禁止国への不法搬入にも適した小型・軽量・高附加価値商品生産を目論むようになった。即ち絹織物、モスリン、時計そして印刷物等である。「こうしてフランスは、その市場から我々の綿織物を閉め出すことで、絹織物商業を発展させ、全ての外国市場で、それに対する強力な競争相手を出現させたのである」。製造業労働者の賃金は個数賃金が多い。また週働きの職人は5～7フランを受け取る。農村地帯では彼らは3～4フラン、女子労働者は食事付きでその半分を稼ぐ。こうして勤労者階級はヨーロッパ大陸においては、よりよい生活を享受している。この余裕のためか、先の分離戦争時においても労使関係は動揺しなかった。乞食は禁止され、通常は地域共同体(Communes)が彼らを扶養する義務を負っている。バーゼル市内では1810年に貯蓄銀行が開設され、年間60フラン以内の預金が認められている。利子は3パーセントで1934年には353,000フランの資金を擁している。当国とイギリス(含植民地)の関係は、後者の高率関税のため重要視されない。しかし我々はインジゴ、繊維原料そして金属類を輸入している。問題はいかに先述の関税率を引き下げるかであろう。

当市内に工業大学 (école industrielle) はないが、初等、高等学校は秀れている。貧乏人の子弟にも教育の機会は与えられているのであり、全体として当市の公教育は満足すべき状態にある。そして彼によれば、スイス商品の低価格の原因は前述のことから明らかであるがそれは次の6つに要約できるといふ。即ち1) 最低価格で原材料購入が可能な自由貿易、2) 勤労者階級に有利な公課公租の低さ、3) 上記二要因から由来する低賃金、4) 豊富な資金と低利子率、5) 経営活動でみられる製造業者の知性、慎重さと節約性、6) 当国民の製造業に対する適応性の高さ。そしてこれはまたパウリングのスイス商工業観察の要約でもあった⁽⁴¹⁾。

スイス工業の特徴でもある農工兼業については有利、不利の二説がある。確かに農村工業により製造される生産物の品質と精巧さは決して高くはない。しかしそれは経済的であり、殊に経済不況下での耐久力は抜群である。大動力と複雑な作業工程を求めない業種については農村工業が有利であることは疑いない⁽⁴²⁾。当国は他のヨーロッパ諸国に比べて最小の地下資源、最低の農業生産力により宿命づけられている。こうした地理的に不利な条件は現在進行中のヨーロッパの交通手段の改良、拡張により漸次是正されよう。こうして凡ゆる国で生産の知識が普及すれば、商品競争での最終勝利者は最良商品を、関税障壁をものりこえうる、最低価格で供給する製造業者であろう。現在は好況期のため、こうした経営原理は軽視されているが、好況期は永遠ではない。「さて我々は、保護制度の国を観察し、それらと保護制度をとらない国とを比べよう。時間という試練こそ国民経済にとり真の試金石なのだ。この人為的繁栄は不況にとって代られもする。そしてまた保護制度と呼ばれる手段は、耐え難い拘束に変化しよう。信用乱発は繁栄を消し去り、過剰利益も、営業を続けても止めても避けえない、巨大な損失に変るのだ。この事態は製造業者、その製品そしてその機械にも影響し、数百人の破産を惹き起す。かくして勤労者の全ては、無一文で、路上に放り出される。明らかに保護されない国もまた、近隣諸国の損害の反動により打撃をうける。しかし彼らは不つり合の利得がなかったため、その商業はゆっくり堅実に拡大する。それらは衝撃によく耐える。殊に彼らの輸出が単一で大規模かつ保護された市場に依存せず、一時に全部が打撃をうけることのない多くの国の市場に依存しているならば、そうである。その上、最低価格で販売する人は、価格下落の最後の被害者であり、事態が回復すれば最初の利得者なのである」。これこそフォンデアミュール・ブルクハルドの、そしてバーゼルの、さらにはスイス連邦共和国の経済政策の根本原理なのであった⁽⁴³⁾。

7. チューリッヒ

パウリングは、チューリッヒ州の情報をチューリッヒ市長ヘス (J.J. Hess) から提供された⁽⁴⁴⁾。

1830年にチューリッヒ州憲法は大きく改更され、情報の公開、居住、営業そして出版の自由が認

められ、さらに司法、立法そして行政の三権分立も施行された。

19世紀に入るやチューリッヒ州にも機械が導入され始めたが、1804年と1828年にこれに反対する労働者の動きがみられた。殊に後者の騒擾は、1830年の当州憲法改正に連なる政治運動の萌芽となっていた。そして綿工業工場への放火破壊を伴う1832年のウスター事件が発生した。しかし当州議会はこれに冷静に行動し、機械財産保護法が制定される。しかし時とともに州民の機械に対する偏見も消滅した。当事件の審議結果が公表されていたことも、このような流れをつくるのに有効であった⁽⁴⁵⁾。

農村家内工業での機械使用は不可避であるが、交易が順調に発展しているならば、その使用による当工業存続は十分に可能である。チューリッヒ市長は「我々の大きな進歩は、機械と我々が享受している完全な交易の自由によっている」と説明している。当州には853の製造業工場が存続しているが、主なものは次の3つ、製粉工場223、製材工場161そして紡績工場128である⁽⁴⁶⁾。

チューリッヒ州の製造業の歴史は、13世紀から明らかとなる。この時期にイタリアのロンバルディア地方から末仕上げ絹織物が輸入される。また毛織物生産も発展していた。14世紀に入るや近隣諸国との交易も一段と広がる。15世紀にはユダヤ人金貸しの居住も許される。しかし同世紀に行われた州当局の干渉政策は、絹工業を衰退させる。当織工がフランス、オーストリアそしてイタリアに移住したのである。信教の自由と教会財産の解放をもたらした宗教改革は、スイスの製造業を発展させる。殊に1554年の製造業者難民の到来は染色や縮絨等の新技術を持込んだ。16世紀に当州は大きく発展しチューリッヒ市は当国随一の富裕な都市とみなされていった。17世紀に入るやコルベールによる高関税政策は、当州の交易伸長にも影響を及ぼす。しかし当州でもナントの勅令廃止による熟練職人の移住により、特に繊維工業が再び振興していく。18世紀中葉からは、都市の製造業特権が廃止されたため、「絹や綿布を織るために、1台かそれ以上の織機が置かれていない住宅は見当らない」ほどの活発な状態が一般的となり、婦女子も早くから賃金を稼いでいた。当州の半数以上の企業家は農耕と織布とを兼ねている。「彼らは杼を自己のブドウやイチジクの木陰であやつる」⁽⁴⁷⁾。

チューリッヒ州憲法第7条は「商工業の自由は、公共体そして商工業者と勤労者階級の繁栄に一致しているならば特別に保障される」と規定されている。これは依然としてツンフト規制が存続していたバーゼルの経済活動に比べる限り大きな進歩である。パウリングは当州におけるこうした自由貿易傾向と、当州人がイギリスの複雑煩瑣な関税制度に不満を抱いていることを報告している⁽⁴⁸⁾。

以下のチューリッヒ州絹商業についての情報はチューリッヒ市のミュラルル (H.C. de Muralt) がパウリングに提供した資料に基づいている⁽⁴⁹⁾。

チューリッヒ州で使用される絹の大半はイタリアのロンバルディア産である。ここでも輸入統計不備により正確な数値を知ることはできない。そしてチューリッヒ市の絹商業企業は、その営業をス

イス国内のみではなく、ドイツを初めとして北ヨーロッパにも拡げている。当市内の絹織物取引引きは9ヶ月の信用売りでも行なわれるが、通常は現金決済が主である。ミラノと当市は5日で結ばれており、大きな価格差が生れることはない。当商業による収益も決して大きくはない。スイス絹工業は発展しているが、中小製造業者数を把握することは難かしい。ただ当工業はバーゼル市州と当州とが二大生産地である。前者は専ら絹リボン製造を行ない、製造業者の多くは大資本家であり、少ない利益にも拘らず営業を続行している。後者では現在約10,000台（1台約750フロリン）の織機が稼働している。その製造は農村家内工業で行なわれる。絹商業には約13,000人が従事している。当州の絹織物は、前者に比べて厚地のフロレンティン、ナポリ、ベルリン織、タフタ、レヴェンティンそしてハンカチ等である。またフランスのリヨンという有名かつ強力な競争相手もいるのに、当国絹工業の繁栄は何に由来するのか。ミュラーも完全な商業の自由と、これに結びついた農村家内工業、労働者の節約、大資本を必要としない経営型態に由来するとのべる。絹織物価格では未仕上織布価格が大きな割合を占め、精製業者の利益は僅少である。勿論他方においては当州でも経営改良が行なわれており、ネクタイや他織物用に300台以上のジャカード機が導入されている。

チューリッヒ州の綿工業は15世紀から発展した。それは主としてチューリッヒ市とウィンタートゥールで営まれ、現在でも変っていない。1802年から水力紡績機が使用され、1807年に漸くこの改良された機械が稼働を始めた。これには当州の機械製造企業エッシャー（Escher）社の貢献が大きい。当州の原綿消費は30,000セントウェイトであり、専ら太番手綿糸用である。当工業には約5,000人が働き、週賃金は男子3.5フロリン、女子2フロリンそして児童は1.5フロリンである。織布工は約12,000人他の4,000人は当工業のその他職種に従事している。彼らは毎年800,000反の綿布を生産する。なお当州には19の捺染企業が活動して、年間100,000反のそれを染色する。イギリスからは80～150番手の高級綿糸を輸入している⁽⁵⁰⁾。

パウリングがチューリッヒ市を訪問していた1835年に、それまでの商人会館を拡大発展させた州立商業会議所が設立されている。当会議は当州の商工業活動の振興を目的としたのであるが、ここにおいても厳格な関税政策の拒否即ち自由貿易主義の堅持が当然のこととして強調されている。大陸制度廃止後ザクセンとスイスが自由貿易政策を採用していたのであるが、前者がドイツ関税同盟に加った現在でも、当国は独立の喪失にも連なる自由貿易主義を放棄することは不可能なのであった⁽⁵¹⁾。

8. アールガウ

アールガウ州の住民は約20万人で、1803年調査時の144,095人に比べて38パーセントの増加である。宗教別に住民をみれば、プロテスタント系信者が5分の3、残る5分の2がカトリック信者で

ある。当州はベルンやチューリッヒ州に比肩する農業の発達がみられる。殊に穀物生産と家畜飼育で名高い。スイスにはコンスタンツ湖からジュネーヴ、バーゼルからルツェルン、サンゴタルド峠からミラノやジェノヴァ、バーゼル・チューリッヒ・クールからロンバルディアやトリエステへの交通路が発達しているが、多くの道路が当州を貫いており、通過商業にはこの最重要産業の1つである。当州にはこれについての通関規制は全く存在しなかった。しかしながら近隣諸国の輸出入制限政策により、当国の通過商業は不振の状態にある⁽⁵²⁾。

アールガウ州の主要工業は次の4つ、1) 綿紡績、2) 綿織物、3) 絹リボンそして4) リンネルである。当州の力織機は200台を超えないが、漸次増加している。綿織物は手造りが殆んどであり、労働者を集中させる工場はない。その織物は織布工の家におかれる。彼らは製造業者から綿糸を受け取り、生産した織布を返す。織布業はとても製造業とは呼べぬ形態である。つまり農村家内工業形態がここでも観察されるのであり、くりかえしバウリングはのべる、「農耕不適の高山地域を除き、農業労働は、賃金が低下し、市場が閉塞した折に、生計の基を与える。このため欠乏の圧力は概して軽くかつ一時的である」。彼はこうして、漸進的であるスイス国民経済の堅実性を評価した。また当州の繊維工業はまたしてもフランスとドイツ関税同盟による輸入禁止の影響から免れることはできなかった。この労使双方に困難な状態にあって当国経済を存続させえたのは勤勉低利子率そして節約が総合された結果であった⁽⁵³⁾。

賃金についてみれば、綿捺染、紡績に従事する成人男子は一日当り7～10バツェン（10.5シリング～1ポンド3シリング）、14～18歳の児童は、同じく、3～5バツェン、家内工業織布工は4～8バツェン、農村工業労働者は7バツェン、そして石工、大工は9～10バツェンを受け取る。借金は、抵当付きで3.5～4パーセントの利子率で行なわれた。当州についても関税総計欠如のために、州全体の輸出入数値は不明である。主要輸出品は綿、絹そしてリンネル製品、わら加工品、家畜そしてチーズである。当州に商業法規は存在せず、係争の場合は、普通裁判所が処理する。教育についてみれば、120人の児童を擁する地域には初、高等学校が夫々1校設置されている。さらに20,000人の住民のいる地域では中等学校が5～6校存在する。また州都アーラウにはギムナジウムと工業学校が設置されている。当州憲法も交易の自由を制定していた。バウリングは以上の情報を当市のフォンエフィングゲンから提供された⁽⁵⁴⁾。

9. ジュネーヴ

バウリングのスイス商工業報告書において、最も正確な統計数値に依ることができたのは、これが充実にしていたジュネーヴ州についてであり、彼は当州の行政長官リゴー（J.J. Rigaud）と商事裁判所長官ファジー・パストゥール（M.A. Fazy-Pasteur）から便宜を受けている⁽⁵⁵⁾。

ジュネーヴ州の人口は1822年に51,113人、1828年には53,408人そして1834年には56,655人である。ジュネーヴ市には27,177人の住民がいる。当市の職業調査によれば、市民商人1,217人、非市民商人407人、時計製造業者210人、非市民当業者64人、時計職人870人、非市民職人462人、機械製造業者34人、非市民当業者19人、同職人88人、非市民同職人78人、宝飾業者99人、非市民当業者18人、同職人450人、非市民同職人213人、その他業者834人、非市民当業者414人、同労働者3,121人、非市民同労働者2,574人である。また農地は11,996ヘクタールで、穀物、豆類を生産するが、全ての生産物を合計しても当州住民の需要はまかなえず、不足分はフランス、ドイツそしてイタリアから輸入する⁽⁵⁶⁾。

狭い面積のジュネーヴ州の産業を特徴づけたのは、製造業とそれに伴って発展してきた商業である。当州でも紡績、捺染さらに皮なめし、印刷、家具そして道具類が生産されているが、宝飾品、時計そしてオルゴールは三大商品である。レマン湖とそこから地中海に向って流出するローヌ河により、当市は商業の好適地となり、17世紀来絹、レース、皮革、金銀細工そして金物が取引され、さらにそこで開かれる定期市も人と物資を集散させていった。勿論これらは時とともに盛衰をくり返したが、それらを充分に補助したのが時計工業の繁栄であった。すでに9世紀には柱時計 (Clock) が記録されているが、細かい機械技術が開発普及されるや、時計 (Watch) が現われる。1587年にクザン (C. Cusin) が時計製造業者として当市に定住した。彼の指導により当製造業は急速に発展したのである。当製造業は時間測定を主目的とする高級精密時計 (haute horlogerie) と、飾り付けを目的とする商業用時計 (horlogerie du commerce) とを生産している。労働者を集中しうる当市の地理経済状態が、当製造業を発展させた。しかも最初から、手造り時計についての需要は高まるばかりであった。ついで機械による加工が行なわれ、意匠も改良されて時計自体が完成されていった。また時計が実用と趣味を充足させる商品となるにつれて、これについての需要は世界的に上昇の一途をたどっている。寧ろ当市産時計は品質、趣好そして低価格の三大要素での利点があった⁽⁵⁷⁾。

時計、宝飾品そしてオルゴールという精密機器ほど絶えざる技術習練を必要とする職種は少ない。こうして当工業技術者は、文字通り熟練労働者として終始することになる。仲間同志での競争も激しい。また当市の時計技術者は、外国からの移住者も多かったが、彼らは知識人でもあった。「社会の全般的性格が知的かつ教育的である限り、勤労者は当地を際立たせる文明の雰囲気に加わるのである」⁽⁵⁸⁾。

イギリス製時計に比べて、スイスのそれには次のような特徴がみられた。即ち後者は、平滑シリンダー (flat cylinder) を使っているために、前者に比べて安い。またそれは汎用性をもたらすことにもなった。前者は堅固頑丈だが、後者には慎重な扱いが必要である。勿論高関税は如何ともしがたいが、イギリスでは後者を求める人が多い。このための商業も、ヨーロッパ大陸での不自由な関税のために、その市場を世界のはてまで求めさせる結果となっている。こうして当市においても

「自由貿易原理は、製造業者階級の中でも人気があり、秀れた教養人の一時計製造業者は自由放任 (laissez faire, laissez passer) の法が、当商工業の基礎であり、その効果は明白である。生産者は何んらの不便を感じず、消費者も著るしい利益に与かる、とのべている」。このように高品質精密商品製造が繁栄している当市人口の消費力もパリを凌ぐほどである。特に牛、馬、羊、豚肉の消費で、714,000人の後者で、6,647万1,400ポンド重量、3.3オンス／人であるのに対して、26,000人の前者の肉類消費は306万8,170ポンド重量即ち16オンス／人であり、後者の約3倍の消費力がみられたのである⁽⁵⁹⁾。

ジュネーヴ市の資本は高価格の土地には投下されず次の4部門即ち1) 3～4%利子を約束する銀行への預金、2) フランスやその他の国での土地購入、3) ヨーロッパ諸国の公債そして4) 外国所在ジュネーヴ商社の合資会社社員への投資に向けられる。またジュネーヴ州にとりフランス革命は大変な打撃であった。かつて繁栄していた綿工業はフランスの輸入禁止策により衰退し、時計工業がそれを補完しているのが現状である。当工業の勤労者の賃金は個数賃金形態が基礎となっている。そして一ヶ月当り時計製造業者は70～190フランス・フラン同じくオルゴール製造業者は120～280そして模様細工師 (guillochere) は96～280を稼ぐ⁽⁶⁰⁾。

ジュネーヴ市住民は儉約的で洞察力にたける、一言でいえばしまり屋であり、この勤労者階級に人気のある貯蓄銀行設立は増加の一途をたどっている。これは1816年8月のジュネーヴ州議会により設置が許されたのであるが、預金安全性と高利子率により着実に普及していった。バウリングは6ページに及び当行の定款内容について紹介した⁽⁶¹⁾。さらに詳しく紹介されたのは当州における教育制度の内容についてであった⁽⁶²⁾。

最後にバウリングは1831年に177,973人の住民を数えるヴォー州を扱うが、当州の行政構造とその資金運用について統計数値を提示したものの、典型的な農業州である当州についてそれ以上の分析は行なわなかった⁽⁶³⁾。

『スイス商工業報告書』は前述した如く自由貿易論者のバウリングが、あくまでも現地の要人の情報を参考としながらも、自分の眼による観察を記したものであった。確かに製造業で使用されている機械類そして従業労働者について言及することがあっても企業内の詳しい分析には至らなかった。しかし彼がスイスの商工業構造分析により提示しえた当国経済活動の特徴は次の5つであろう。1) 「営業の自由」原理が当国経済の根本原理であること。2) 勤労者階級には慎重、勤勉、節約の心理がみられること。3) 軽公租少公課から由来する低価格、低賃金傾向がみられること。4) これらの要因は輸出される当国製造品に大きな競争力を与えていること。5) 低利子率が勤労者階級に有利に作用するとともに近隣諸国への金融資本家の接触を効果的にしていること。

彼は当時のヨーロッパ大陸においてイギリスに匹敵しうる自由貿易経済大国を見出すことは不可能であった。しかしながら小国かつ弱資源国であるスイスに自由貿易原理に基づく、無視しえぬ経済構造と経済活動とを探りあてたのである。

注

- (1) J. Bowring, Report on the commerce and manufactures of Switzerland, London, 1836---以下で Bowring, Report と略記---
- (2) L. Brown, The Board of Trade and the free trade movement 1832-40, Oxford, 1958, 31---以下で Brown, The Board of Trade と略記---
- (3) Ibid., 12.
- (4) Ibid., 26f.
- (5) A.L. Dunhan, The industrial revolution in France 1814-1848, New York, 1955, 354.
- (6) Brown, The Board of Trade., 70.
- (7) Ibid., 114. フリードリッヒ・リスト著小林昇訳、『経済学の国民的体系』、東京、1970年、435f. 445f.
- (8) J.A. Hobson, Richard Cobden, the international man, London, 1968, 192f. N.C. Edsall, Richard Cobden, independent radical, Cambridge, Mass, 1986, 303. W. Hinde, Richard Cobden, a victorian outsider, New Haven, 1987, 265. J.R. Dinwiddy, Radicalism and reform in Britain 1780-1850, London, 1992, 306.
- (9) J. Bowring, Bericht an das englische Parlament über den Handel, die Fabriken, und Gewerbe der Schweiz, Zürich, 1837.
- (10) C.B.A. Emminghaus, Die schweizerische Volkswirtschaft, Band I, Kap. II. Die schweizerische Industrie, Leipzig, 1860, 147. 184.188 190f. 237. 251. 267. III. Teil 45. 129.
- (11) Bowring, Report, 3f.
- (12) Ibid., 5f. E. Gruner, Die Arbeiter in der Schweiz im 19. Jahrhundert, Bern, 1968, 23.
- (13) Bowring, op. cit., 7f.
- (14) Ibid., 8f.
- (15) Ibid., 9f.
- (16) 当時のスイスで有数の知識人だったツェルヴェーガーについては O. Hunziker, Geschichte der Schweizerischen Gemeinnützigen Gesellschaft 1810-1910, Zürich, 1910, 36. 43f. 51. 57 (以下において Hunziker, Geschichte と略記). H. Türler et anders, Historisch-Biographisches Lexikon der Schweiz, vol. 7, Neuenburg, 1934, 641 (以下において Türler, H.B. Lexikon と略記).
- (17) Bowring, 18f.
- (18) Ibid., 20.
- (19) Ibid., 21.
- (20) Ibid., 22f.
- (21) Ibid., 25.
- (22) Ibid., 26f. Hunziker, Geschichte, 99f.
- (23) アレクサンドル・シャンブリエについては Türler., H.B. Lexikon, vol. II T. 536 を参照.
- (24) Bowring, op. cit., 30f.
- (25) Ibid., 32ff.
- (26) Ibid., 34.
- (27) Ibid., 37.

- (28) Ibid., 37f.
- (29) Ibid., 39f.
- (30) Ibid., 40f.
- (31) Ibid., Ibid., 41.
- (32) ケルンについては Türlér, H.B. Lexikon, vol. N. 477 を参照。
- (33) Bowring, op. cit., 44f.
- (34) Ibid., 44. 47.
- (35) Ibid., 48.
- (36) Ibid., 50f.
- (37) Ibid., 54f.
- (38) Ibid., 56f.
- (39) エドアルド・ヒスについては Türlér, H.B. Lexikon, vol. N. 235. E. His, Basler Handelsherren des 19. Jahrhunderts, Basel, 1929, 57-69. なお彼はクリストフ・ベルヌーイ教授の教え子の1人であった。フォンデアミュール・ブルクハルトについては Ibid., 33-56. Türlér, H.B., op., vol. VII. 295f. 上野喬、「クリストフ・ベルヌーリの反ツンフト論——スイス産業革命期の「営業の自由」論——」、東洋大学大学院『紀要』第31集、1995年、58-63.
- (40) Bowring., op. cit., 58.
- (41) Ibid., 59.
- (42) Ibid., 60.
- (43) Ibid., 61f.
- (44) 秀れた政治家で自由主義者であったヨハン・ヤコブ・ヘスについては Türlér, H.B. Lexikon, vol. N. 209.
- (45) Bowring., op. cit., 64f.
- (46) Ibid., 68.
- (47) Ibid., 69.
- (48) Ibid., 70. 上野喬、前掲論文、67f.
- (49) ハンス・コンラード・ド・ミュラーンについては Türlér, H.B. Lexikon, vol. V. 212 を参照。
- (50) Bowring., op. cit., 72-6.
- (51) Ibid., 77. E. Richard, Kaufmännische Gesellschaft Zürich und Zürcher Handelskammer 1873-1923, Zürich, 1924, 37f.
- (52) Bowring., op. cit., 80f.
- (53) Ibid., 82.
- (54) Ibid., 83r. ルードウィッヒ・フリードリッヒ・フォン・エフィンゲンについては Türlér, H.B. Lexikon, vol. II. 782 を参照。
- (55) Bowring., op. cit., 86. ジャン・ジャック・リゴーについては Türlér, op. cit., vol. V. 631f. マルク・アントワース・ファジー・パストゥールについては Ibid., vol. III. 126. を参照。
- (56) Bowring, op. cit., 93ff.
- (57) Ibid., 96f.
- (58) Ibid., 98.
- (59) Ibid., 99.
- (60) Ibid., 100-03.
- (61) Ibid., 103-10.
- (62) Ibid., 111-24.
- (63) Ibid., 136-41.